**人員基準と居宅介護支援費の逓減の考え方**

**１．居宅介護支援事業所の人員基準（一部抜粋）**

①管理者

基準 ・常勤の管理者を置かなければならない。

・管理者は主任介護支援専門員でなければならない。

②介護支援専門員

基準 ・事業所ごとに１以上の員数の居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

・利用者の数が３５又はその端数を増すごとに１とする。ただし、増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではない。

**※常勤・非常勤の考え方**

勤務時間が、就業規則等において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数に達している場合は「常勤」、達していない場合は「非常勤」となります。

各事業所での勤務時間を基準に考えるため、同一の職員が複数のサービス事業所の職務を行う場合は、それぞれの事業所で「非常勤」となります。

法人において採用を行う際の「常勤（フルタイム勤務）」という考え方と異なる場合があるので注意が必要です。

**※専従・兼務の考え方**

　その事業所における勤務時間の中で、一つの業務のみを行う場合は「専従」、複数の業務を同時並行的に行う場合は「兼務」となります。

ケース１ 　　　ケース２

フルタイム勤務（週32時間以上勤務） 　フルタイム勤務

のＡさん のＢさん

居宅介護支援事業所と訪問介護事業所はそれぞれ「別の事業所」のため、

居宅介護支援としては、**「非常勤」。**

居宅介護支援では「介護支援専門員のみ」のため、**「専従」。**

＝居宅介護支援としては**「非常勤専従」**



居宅介護支援の

介護支援専門員　週４日

訪問介護の

訪問介護員　週１日



居宅介護支援の

介護支援専門員　週４日

居宅介護支援の

管理者　週１日

居宅介護支援のみに従事しているので、**「常勤」。**

居宅介護支援では２つの業務をしているため、**「兼務」。**

＝居宅介護支援としては

**「常勤兼務」**

**２．居宅介護支援費の逓減**

**居宅介護支援費（Ⅰ）** 要介護１～２　：　１，０５３単位

要介護３～５　：　１，３６８単位

・取扱件数（※）が４０件未満である場合に算定

・取扱件数が４０件以上の場合において、４０件未満の部分に算定

**居宅介護支援費（Ⅱ）** 要介護１～２　：　　　５２７単位

要介護３～５　：　　　６８４単位

・取扱件数が４０件以上の場合において、４０件以上６０件未満の部分に算定

**居宅介護支援費（Ⅲ）** 要介護１～２　：　　　３１６単位

要介護３～５　：　　　４１０単位

・取扱件数が４０件以上の場合において、６０件以上の部分に算定

**※取扱件数の考え方**

利用者総数÷介護支援専門員の員数（常勤換算）＝　取扱件数

・利用者総数について

居宅介護支援事業所全体の利用者（月末に給付管理を行っている者）の総数に、高齢者サポートセンターから委託を受けた介護予防支援の利用者の数に２分の１を乗じた数を加えた数を言います。

（例）要介護の利用者３０名、要支援の利用者１０名

　　　　＝介護３０＋支援５（１０×１／２）　＝３５名

・介護支援専門員の員数

非常勤の職員については、常勤換算方法により介護支援専門員の員数を算出します。

常勤換算とは、非常勤の従業者の勤務延べ時間数を、その事業所の就業規則等にて定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数で除して、常勤の職員の員数に換算する方法を言います。

（例）ケース１のＡさんの場合、週５日（計４０時間）の勤務を「常勤」

としている事業所において、週４日（計３２時間）勤務する場合

３２÷４０＝０．８

⇒常勤職員を１とした場合、Ａさんは０．８人分

**人員基準では「増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではない」とされる一方、介護報酬の取扱件数の計算にあたっては「常勤換算方式」での計算になるため、人員基準を満たしていても介護報酬の逓減を受ける場合があります。介護支援専門員の員数を計算する際はご注意ください！**